



発行新 鴻 県号外3平成29年3月28日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 24 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)
- 25 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)
- 26 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 27 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則(人事課)

訓令

- 3 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正(人事課)
- 4 新潟県事務決裁規程の一部改正(人事課)

規則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第24号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款及び号の表示に下線が引かれた款及び号(以下「移動款等」という。)に対応する同表の改正後の欄中款及び号の表示に下線が引かれた款及び号(以下「移動後款等」という。)が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等(以下「削除款等」という。)を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等(以下「追加款等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(款及び号の表示並びに削除款等を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(款及び号の表示並びに追加款等を除く。以下「改正後部分」 という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改 正 前
目次	目次
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 地域機関	第3章 地域機関
第1節・第2節 (略)	第1節・第2節 (略)
第3節 その他の機関	第3節 その他の機関
第1款~第17款 (略)	第1款~第17款 (略)
第18款及び第19款 削除	<u>第18款</u> <u>削除</u>
	<u>第19款</u> <u>新星学園</u>
第20款~第40款 (略)	第20款~第40款 (略)
第4章・第5章 (略)	第4章・第5章 (略)
附則	附則
(知事政策局)	(知事政策局)
第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及	第6条 知事政策局に次の課、室、センター、係及
び班を置く。	び班を置く。
政策課	政策課
総務班 <u>計画班</u>	総務班
秘書課・広報広聴課 (略)	秘書課・広報広聴課 (略)
行政改革・評価室	行政改革推進室
	<u>政策評価室</u>
国際課	国際課
韓国室 ロシア室 中国室 拉致問題調整室	韓国室 ロシア室 中国室 パスポートセンタ
パスポートセンター	<u> </u>
	国際企画課
	<u>拉致問題調整室</u>
(県民生活・環境部)	(県民生活・環境部)
第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及	第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及
び班を置く。	び班を置く。
県民生活課~消費者行政課 (略)	県民生活課~消費者行政課 (略)
文化振興課	文化振興課

文化政策係 文化事業係

県民スポーツ課~廃棄物対策課

(略)

文化政策係 文化事業係 国民文化祭準備班

(略)

県民スポーツ課~廃棄物対策課

(防災局)

第6条の4 防災局に次の課<u>、室</u>、係及び班を置く。 防災企画課~消防課 (略)

原子力安全対策課

<u>企画調整係</u>原子力防災対策係 原子力安全対 策係<u>放射能対策室</u>

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を 置く

農業総務課~経営普及課 (略)

食品・流通課

流通·市場係 販売戦略班 消費拡大係 食品 産業係

畜産課~治山課 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策課~広報広聴課 (略)

行政改革 • 評価室

- (1)~(3) (略)
- (4) 政策評価に関する事項
- (5) 組織力向上に関する事項
- (6) 外部監査制度に関する事項

国際課

- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) 拉致問題に関する事項
- (6) (略)

総務管理部 (略)

県民生活・環境部

県民生活課~消費者行政課 (略) 文化振興課

- (1)~(6) (略)
- (7) 国民文化祭に関する事項

県民スポーツ課〜廃棄物対策課 (略) 防災局

防災企画課~消防課 (略)

(防災局)

第6条の4 防災局に次の課、係及び班を置く。

防災企画課~消防課 (略)

原子力安全対策課

原子力防災対策係 原子力安全対策係

放射能対策課

企画調整係 放射線監視係

(農林水産部)

第6条の7 農林水産部に次の課、室、係及び班を 置く。

農業総務課~経営普及課 (略)

食品・流通課

流通·市場係 販売戦略班 消費拡大係 食品 産業係 米粉普及推進室

畜産課~治山課 (略)

2 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又 はセンターに置く室及び課に置くセンターを除 く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局

政策課~広報広聴課 (略)

行政改革推進室

 $(1) \sim (3)$ (略)

政策評価室

- (1) 「夢おこし」政策プランの評価に関する事項
- (2) 組織風土改革に関する事項
- (3) 外部監査制度に関する事項 国際課
- (1) \sim (4) (略)
- <u>(5)</u> (略)

国際企画課

- (1) 県の中長期的な国際的施策の展開の企画等に 関する事項
- (2) 拉致問題に関する事項

総務管理部 (略)

県民生活・環境部

県民生活課~消費者行政課 (略) 文化振興課

(1)~(6) (略)

県民スポーツ課〜廃棄物対策課 (略) 防災局

防災企画課~消防課 (略)

原子力安全対策課

- (1) \sim (3) (略)
- (4) 環境放射線等の調査監視及び対策に関する事項
- (5) 放射線監視センターに関する事項

福祉保健部

福祉保健課~生活衛生課 (略) 障害福祉課

(1)~(7) (略)

- (8) 視覚障害者情報センターに関する事項
- $(9) \sim (15)$ (略)

児童家庭課・少子化対策課 (略)

産業労働観光部 (略)

農林水産部

農業総務課

- (1)~(6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

地域農政推進課~治山課 (略)

農地部 (略)

土木部

監理課・技術管理課 (略)

用地・土地利用課

- (1) \sim (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

道路管理課~営繕課 (略)

交通政策局・出納局 (略)

2 (略)

(組織)

- 第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係 を置く。
 - (1) \sim (3) (略)
 - (4) 三条地域振興局

企画振興部~農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課~建築課 (略)

原子力安全対策課

(1) \sim (3) (略)

放射能対策課

- (1) 放射能対策の企画及び総合調整に関する事項
- (2) 環境放射線等の調査監視に関する事項
- (3) 放射線監視センターに関する事項 福祉保健部

福祉保健課~生活衛生課 (略) 障害福祉課

- (1)~(7) (略)
- (8) 点字図書館に関する事項
- $(9) \sim (15)$ (略)

児童家庭課・少子化対策課 (略)

産業労働観光部 (略)

農林水産部

農業総務課

- (1)~(6) (略)
- (7) 農業倉庫に関する事項
- (8) (略)
- (9) (略)
- (<u>10)</u> (略)
- (11) (略)

地域農政推進課~治山課 (略)

農地部 (略)

土木部

監理課·技術管理課 (略)

用地・土地利用課

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 新潟県土地開発公社に関する事項
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- <u>(8)</u> (略)
- (9) (略)
- <u>(10)</u> (略)
- <u>(11)</u> (略)

道路管理課~営繕課 (略)

交通政策局・出納局 (略)

2 (略)

(組織)

- 第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係 を置く。
 - (1)~(3) (略)
 - (4) 三条地域振興局

企画振興部~農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課~建築課 (略)

災害復旧課

- (5) (6) (略)
- (7) 南魚沼地域振興局

企画振興部~農林振興部 (略) 地域整備部

庶務課

庶務係 行政係

用地課~建築課 (略)

(8) • (9) (略)

(10) 上越地域振興局

企画振興部~農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 行政係

用地課~都市整備課 (略)

- (11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

総務福祉課

地域保健課・生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農林水産振興部・地域整備部 (略)

2~13 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌 事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税(利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税(手持品課税を除く。)、証紙徴収に係る自動車税、核燃料税及び証紙により納付される自動車取得税を除く。)に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事項(村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。)

(2)~(7) (略)

村上収税課 (略)

健康福祉環境部~地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び 津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとお りとする。

企画振興部~農林振興部 (略)

災害復旧第1課 災害復旧第2課

- (5) (6) (略)
- (7) 南魚沼地域振興局

企画振興部~農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 建設業係 行政係

用地課~建築課 (略)

- (8) (9) (略)
- (10) 上越地域振興局

企画振興部~農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

庶務係 建設業係 行政係

用地課~都市整備課 (略)

- (11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

総務福祉課

庶務係

地域保健課・生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農林水産振興部・地域整備部 (略)

2~13 (略)

(分掌事務)

第12条 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌 事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)

県税部

課税課 (略)

収税課

(1) 県税(利子等、特定配付等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税、地方消費税、県たばこ税(手持品課税を除く。)、証紙徴収に係る自動車税、核燃料税及び証紙により納付される自動車取得税を除く。)に係る徴収金(以下「県税徴収金」という。)及び過料の収納に関する事項(村上収税課の所管に属する事項を除く。次号から第7号までにおいて同じ。)

 $(2) \sim (7)$ (略)

村上収税課 (略)

健康福祉環境部~地域整備部 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び 津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとお りとする。

企画振興部~農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

用地課~都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部~農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課~ダム管理課 (略)

災害復旧課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項

5~23 (略)

第17款 (略)

<u>第18款及び第19款</u> 削除

第106条から第109条まで 削除

地域整備部

庶務課

(1) (略)

(2) <u>庁舎管理に関する事項(地域整備部が設置されている庁舎に限る。)</u>

(3) (略)

(4) (略)

<u>(5)</u> (略)

(6) (略)

<u>(7)</u> (略)

用地課~都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部~農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課~ダム管理課 (略)

災害復旧第1課

平成23年災害の災害復旧工事<u>(五十嵐川災害復</u> 旧助成事業の河道整備及び遊水池整備に係るもの に限る。)の執行に関する事項

災害復旧第2課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項(災害復旧第1課の所管に属する事項を除く。) 5~23 (略)

第17款 (略)

第18款 削除

第106条及び第107条 削除

第19款 新星学園

(名称及び位置)

第108条 新星学園の名称及び位置は、次のとおりで ある。

 名
 亦
 位
 置

 新潟県新星学園
 佐渡市

(組織及び分掌事務)

第109条 新星学園に庶務課及び指導課を置き、その 分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課

- (1) 人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 給食に関する事項
- (3) 指導課に属しない事項

指導課

(組織)

第133条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 食品研究センターに次の課及び科を置く。 総務課~食品工学科 (略)

水産加工食品科

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部 (略)

企画情報部

企画調整室 (略)

研究情報室

- (1) (2) (略)
- (3) 農業経営の合理化及び農畜産物の流通の研究

に関する事項

基盤研究部

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- <u>(4)</u> (略)

アグリ・フーズバイオ研究部 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 食品研究センターの課及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課~食品工学科 (略)

水産加工食品科

水産加工食品に関する研究及び指導に関する事

項

 $6 \sim 8$ (略)

(組織及び分掌事務)

第146条 水産海洋研究所に総務課、漁業課、海洋 課、増殖環境課及び<u>利用加工課</u>を置き、その分掌 事務は、次のとおりとする。

総務課~増殖環境課 (略)

利用加工課 (略)

2 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、<u>行政改革・評価室及び</u>国際 課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及 び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進 課、文化振興課、県民スポーツ課、震災復興支援

入園児童の生活及び学習指導並びに職業指導に 関する事項

(組織)

第133条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 食品研究センターに次の課及び科を置く。 総務課~食品工学科 (略)

(分掌事務)

第134条 農業総合研究所の部、課及び室の分掌事 務は、次のとおりとする。

管理部 (略)

企画情報部

企画調整室 (略)

研究情報室

(1) • (2) (略)

基盤研究部

(1) 農業経営の合理化及び農畜産物の流通の研究 に関する事項

<u>(2)</u> (略)

(3) (略)

<u>(4)</u> (略)

<u>(5)</u> (略)

アグリ・フーズバイオ研究部 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 食品研究センターの課及び科の分掌事務は、次 のとおりとする。

総務課~食品工学科 (略)

 $6 \sim 8$ (略)

(組織及び分掌事務)

第146条 水産海洋研究所に総務課、漁業課、海洋 課、増殖環境課及び<u>加工課</u>を置き、その分掌事務 は、次のとおりとする。

総務課~増殖環境課 (略)

加工課 (略)

2 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、<u>行政改革推進室、政策評価室、</u>国際課<u>及び国際企画課</u>、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部新潟暮らし推進課、県民スポーツ課、震

課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健 部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整備室、障 害福祉課及び少子化対策課、産業労働観光部産業 政策課、産業振興課、商業・地場産業振興課、労 政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興 課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治 山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管 理課、都市局都市政策課、都市局都市整備課及び 都市局下水道課並びに交通政策局交通政策課、港 湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(企画主幹等)

第183条 (略)

- 2 (略)
- 3 主管課<u>及び総務管理部人事課</u>に参与を置くこと ができる。
- 4 (略)

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食 肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、 家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センタ ー、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、 精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の 里、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び 流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2 · 3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2·3 (略)

- 4 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、 高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に寮長 を置く。
- 5 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、 高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部に副寮 長を置くことができる。
- 6 はまぐみ小児療育センターの管理部に事務長及 び事務長補佐を、診療部に診療部長、科部長、科 医長及びリハビリテーション技師長を、看護部に 看護部長、看護師長及び副看護師長を、療育支援 室に療育支援室長を置くことができる。

7 · 8 (略)

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に 基づいて設置されている附属機関は、次のとおり である。

名 称担任する事務設置規定(略)

新潟県自治 (略)

災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、 福祉保健部福祉保健課、医務薬事課、基幹病院整 備室、障害福祉課及び少子化対策課、産業労働観 光部産業政策課、産業振興課、商業・地場産業振 興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局 観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通 課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、 技術管理課、都市局都市政策課、都市局都市整備 課及び都市局下水道課並びに交通政策局交通政策 課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(企画主幹等)

第183条 (略)

- 2 (略)
- 3 主管課に参与を置くことができる。

4 (略)

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、中央児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病害虫防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新星学園、若草寮、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2 · 3 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2·3 (略)

- 4 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、 高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部<u>並びに</u> 新星学園に寮長を置く。
- 5 コロニーにいがた白岩の里の児童部、成人部、 高齢期更生部、重複更生部及び社会復帰部<u>並びに</u> 新星学園に副寮長を置くことができる。
- 6 はまぐみ小児療育センターの管理部に事務長及び事務長補佐を、診療部に診療部長、科部長<u>及び科医長</u>を、看護部に看護部長、看護師長及び副看護師長を、療育支援室に療育支援室長を置くことができる。

7 · 8 (略)

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に 基づいて設置されている附属機関は、次のとおり である。

名 称 担任する事務 設置規定 (略)

新潟県自治 (略)

紛争処理委			紛争処理委
員			員
新潟県国民	持続可能な医療保険	新潟県国民健	
健康保険運	制度を構築するため	康保険運営協	
営協議会	の国民健康保険法等	議会条例(平	
	の一部を改正する法	成29年新潟県	
	律(平成27年法律第	条例第11号)	
	31号)附則第7条の	第1条	
	規定により県が定め		
	る都道府県国民健康		
	保険運営方針その他		
	の重要事項の審議		

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第25号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「移動後項等」という。)が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等(以下「削除項等」という。)を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」 という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

いう。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後	部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在し
>場合には当該改正部分を削る。改 正 後	改 正 前
	·
(地域振興局長への委任)	(地域振興局長への委任)
第3条の3 (略)	第3条の3 (略)
2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、	2 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、
上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任す	上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任す
る。	る。 () () () () () () () () () ()
$(1) \sim (30)$ (略)	$(1) \sim (30)$ (略)
(30)の2 森林組合法第19条第4項の規定による	
<u>共済規程の変更の届出を受理すること。</u>	
(31)・(32) (略)	(31) • (32) (略)
(32)の2 森林組合法第24条第4項の規定による	
林地処分事業実施規程の変更の届出を受理する	
<u>こと。</u>	
(32)の3 森林組合法第26条の3第1項の規定に	
よる森林経営規程の承認をすること。_	
(32)の4 森林組合法第26条の3第3項の規定に	
よる森林経営規程の変更又は廃止の承認をする	
<u>こと。</u>	
(32)の5 森林組合法第26条の3第4項の規定に	
よる森林経営規程の変更の届出を受理すること。	
(33) (略)	(33) (略)
(33)の2 森林組合法第61条第4項の規定による	
森林組合又は生産森林組合の定款の変更の届出	
を受理すること。	
$(34) \sim (61)$ (略)	$(34) \sim (61)$ (略)
3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚	3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚
沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。	沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

する法律第28条第2項の規定により、指針に即 して特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図

(78)の20 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第18条第1項の規定により、技術基準に適合させるために必

要な整備を行うべきことを命ずること。 (78)の21 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関

(1) \sim (78) の19 (略)

 $(1) \sim (78) \mathcal{O} 19$

(略)

ることについて指導及び助言を行うこと。

- (78)の22 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第29条第2項の規定により、特定特殊自動車の使用者に対し報告をさせること。
- (78)の23 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第2項の規定により、職員に立入検査又は質問をさせること。

 $(79) \sim (195)$ (略)

(196)から(204)まで 削除

 $(79) \sim (195)$ (略)

- (196) エネルギーの使用の合理化等に関する法 律 (昭和54年法律第49号) 第74条第1項の規定 により、必要な指導及び助言をすること (知事 が指定したものに限る。)。
- (197) エネルギーの使用の合理化等に関する法 律第75条第1項の規定による第1種特定建築物 に係る届出を受理すること。
- (197) の 2 エネルギーの使用の合理化等に関す る法律第75条第 2 項の規定により、届出に係る 事項を変更すべき旨を指示すること(知事が指 定したものに限る。)。
- (198) エネルギーの使用の合理化等に関する法 律第75条第5項の規定による第1種特定建築物 に係る報告を受理すること。
- (198) の 2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の勧告をすること(知事が指定したものに限る。)。
- (199) エネルギーの使用の合理化等に関する法 律第75条の2第1項の規定による第2種特定建 築物に係る届出を受理すること。
- (200) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条の2第2項の規定により、必要な措置をとるべき旨の勧告をすること(知事が指定したものに限る。)。
- (201) エネルギーの使用の合理化等に関する法 律第75条の2第3項の規定による第2種特定建 築物に係る報告を受理すること。
- (202) エネルギーの使用の合理化等に関する法 律第75条の2第4項において準用する同法第75 条第6項の規定により、維持保全をすべき旨の 勧告をすること(知事が指定したものに限る。)。
- (203) エネルギーの使用の合理化等に関する法 律第76条第3項の規定による建築物調査の結果 の報告を受理すること。
- (204) エネルギーの使用の合理化等に関する法 律第87条第10項の規定により、必要な報告をさ せ、又は職員に立入検査をさせること(知事が 指定したものに限る。)。

(205) \sim (212) (略)

(205)~(212) (略)

(213) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行 規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の

- 2の規定により、書面を交付すること。
- (214) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物を除く。次号から第231号まで及び第242号において同じ。)。
- (215) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第2項の規定により、計画の判定をすること。
- (216) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第12条第3項から第5項までの規定に より、通知書を交付すること。
- (217) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項及び第3項の規定により、計画の判定をすること。
- (218) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第4項から第6項までの規定により、通知書を交付すること。
- (219) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定により、必要な措置をとるべきことを命ずること。
- (220) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第2項の規定により、必要な措置をとるべきことを要請すること。
- (221) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第15条第3項の規定により、計画の写 しを受理すること。
- (222) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (223) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定により、指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (224) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第3項の規定により、協議を求めること。
- (225) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (226) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第19条第1項の規定により、届出を受 理すること。
- (227) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定により、計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示すること。
- (228) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定により、指示に係

る措置をとるべきことを命ずること。

- (229) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律第20条第2項の規定により、通知を受 理すること。
- (230) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定により、協議を求めること。
- (231) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定により、必要な報告をさせ、又は職員に立入検査をさせること。
- (232) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること(建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物(同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。)又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第241号まで及び第243号において同じ。)。

(233) (略)

<u>(234</u>) (略)

(235) (略)

(236) (略)

(237) (略)

(238) (略)

(239) (略)

(240) (略)

(241) (略)

- (242) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5
 - 号)第11条の規定により、書面を交付すること。
- (243) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、書面を交付すること。

 $4 \sim 7$ (略)

- 8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。
 - (1) (2) (略)
 - (3) <u>第3項第1号、第2号、第134号、第135号及</u> び第136号の2から第243号までに掲げる事務

9 • 10 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

- 第6条の2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた 白岩の里所長及びはまぐみ小児療育センター所長 に委任する。
 - (1)~(3) (略)
- 2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里 所長に委任する。

(213) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) 第30条第1項 (同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、計画の認定をすること (建築基準法第6条第1項の規定による確認申請に係る建築物のうちに、最高の高さが45メートルを超える建築物 (同法第85条第5項に掲げる仮設建築物を除く。)又は同法第85条第5項に掲げる博覧会建築物が含まれる場合における当該申請に係る建築物に係る場合を除く。次号から第222号までにおいて同じ。)。

(214) (略)

(215) (略)

(216) (略)

(217) (略)

<u>(218)</u> (略)

(219) (略)

<u>(220)</u> (略)

<u>(221)</u> (略)

(222) (略)

 $4 \sim 7$ (略)

8 次に掲げる事務は、新潟地域振興局長に委任する。

(1) • (2) (略)

(3) 第3項第1号、第2号、第134号、第135号及 び第136号の2から第222号までに掲げる事務

9 • 10 (略)

(コロニーにいがた白岩の里所長等への委任)

第6条の2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた 白岩の里所長、新星学園長及びはまぐみ小児療育 センター所長に委任する。

 $(1) \sim (3)$ (略)

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里 所長及び新星学園長に委任する。

- (1)~(12) (略)
- (13) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例(平成24年 新潟県条例第69号)第12条第1項又は第3項(同 条第4項において準用する場合を含む。)の規定 により、契約支給量の報告等を行うこと。
- (14) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例第23条第4 項の規定により、支給決定障害者に対し、領収 証を交付すること。
- (15) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例第24条第1 項又は第2項の規定により、利用者負担額合計 額の報告及び通知を行うこと。
- (16) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例第25条第1 項又は第2項の規定により、支給決定障害者に 対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (17) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第44条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (18) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例第46条の規 定により、運営規程を定めること。
- (19) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及 び運営等に関する基準を定める条例第51条第1 項又は第2項の規定により、協力医療機関等を 定めること。

(1) \sim (12) (略)

- 3 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里 所長に委任する。
 - (1) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営等に関する基準を定める条例(平成24年新 潟県条例第69号)第12条第1項又は第3項(同 条第4項において準用する場合を含む。)の規定 により、契約支給量の報告等を行うこと。
 - (2) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営等に関する基準を定める条例第23条第4項 の規定により、支給決定障害者に対し、領収証 を交付すること。
 - (3) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営等に関する基準を定める条例第24条第1項 又は第2項の規定により、利用者負担額合計額 の報告及び通知を行うこと。
 - (4) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営等に関する基準を定める条例第25条第1項 又は第2項の規定により、支給決定障害者に対 し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
 - (5) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営等に関する基準を定める条例第44条の規定

により、同条第1号又は第2号に該当する場合 に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

- (6) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営等に関する基準を定める条例第46条の規定 により、運営規程を定めること。
- (7) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営等に関する基準を定める条例第51条第1項 又は第2項の規定により、協力医療機関等を定 めること。

<u>4</u> (略)

(児童相談所長への委任)

- 第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。
 - (1)~(12) (略)
 - (13) 児童福祉法<u>第33条第2項</u>の規定により、一時保護を<u>加え</u>、又は一時保護を<u>加える</u>ことを委託すること。
 - (13) の 2 \sim (17) (略)
 - (17) の 2 児童福祉法<u>第56条第5項</u>の規定により、書類の閲覧等を求めること(同条第1項及び第2項に係るものに限る。)。
 - (18) (19) (略)
 - (20) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号) 第34条の規定により、児童福祉法第30条第1項 の規定による届出をした者に係る通知を行うこ と。
 - (21)~(39) (略)

3 (略)

(児童相談所長への委任)

- 第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。
 - (1)~(12) (略)
 - (13) 児童福祉法<u>第33条第2項、第7項及び第9</u> <u>項</u>の規定により、一時保護を<u>行い</u>、又は一時保護を行うことを委託すること。
 - (13) の 2 \sim (17) (略)
 - (17) の 2 児童福祉法<u>第56条第4項</u>の規定により、書類の閲覧等を求めること(同条第1項及び第2項に係るものに限る。)。
 - (18) (19) (略)
 - (20) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号) <u>第33条</u>の規定により、児童福祉法第30条第1項 の規定による届出をした者に係る通知を行うこ と。
 - (21)~(39) (略)

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第26号

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則(昭和41年新潟県規則第80号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟	特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟
県条例第30号) 第2条の規定に基づき、地方公営企	県条例第30号) 第2条の規定に基づき、地方公営企
業管理者の給料月額を次のとおり定める。	業管理者の給料月額を次のとおり定める。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 新潟県病院事業管理者 66万5,000円	(2) 新潟県病院事業管理者 69万円

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第27号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則(昭和41年新潟県規則第83号)の一部を次のよう 改正する

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後 改 正 前

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条 第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりと する。

- (1) (略)
- (2) 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの(イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。)ア (略)
 - イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネ ージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、 経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課 長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情 報調査部長、地域連携・相談支援センター長、 地域連携・相談支援センター副センター長、 緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部 長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検 査部長、病理部長、がん予防総合センター長、 診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨 床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリ テーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、 看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰 部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、 副救命救急センター長、地域連携センター長、 地域連携室長、包括医療支援センター長、循 環器病センター長、内視鏡センター長、参与、 参事及び副参事

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 新潟県病院局組織規程(昭和36年新潟県病院局管理規程第3号)により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの(イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。)ア (略)
 - イ 病院の院長、副院長、専任セーフティマネ ージャー、事務長、事務長補佐、庶務課長、 経営課長、医事企画員、栄養課長、栄養課課 長代理、診療部長、臨床部長、研究部長、情 報調査部長、地域連携・相談支援センター長、 緩和ケアセンター長、科部長、中央放射線部 長、中央内視鏡部長、中央手術部長、臨床検 査部長、病理部長、がん予防総合センター長、 診療放射線技師長、診療放射線副技師長、臨 床検査技師長、臨床検査副技師長、リハビリ テーション技師長、薬剤部長、薬剤副部長、 看護部長、看護副部長、看護師長、社会復帰 部長、社会復帰副部長、救命救急センター長、 副救命救急センター長、地域連携センター長、 地域連携室長、包括医療支援センター長、循 環器病センター長、内視鏡センター長、参与、 参事及び副参事

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

訓令

◎新潟県訓令第3号

 本
 庁

 地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程(昭和36年4月新潟県訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、
次のとおり現場事務所等を設置する。	次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 地域機関関係のもの	(2) 地域機関関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
工業技術総合研究所 (略)	工業技術総合研究所 (略)
県央技術支援センタ	県央技術支援センタ
ー加茂センター	ー加茂センター
農業総合研究所食品 新潟市西区五十嵐3の町	
研究センター新潟分 13098番地8	
室	

◎新潟県訓令第4号

 本
 庁

 地 域 機 関

新潟県事務決裁規程(昭和35年3月新潟県訓令第8号)の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

<u>。</u> 改	る改止部分か仔仕しない場 E 後		正 前
		別表第4(第6条関係)	
(略)		(略)	
県民生活・環境部		県民生活・環境部	
(略)		(略)	
環境対策課		環境対策課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)~(23) (略)	(略)	(1)~(23) (略)
	(23)の2 特定特殊自		
	動車排出ガスの規制		
	等に関する法律(平		
	成17年法律第51号)		
	第18条第1項の規定		
	により、技術基準に		
	<u>適合させるために必</u>		
	要な整備を行うべき		
	ことを命ずること。		
	(23)の3 特定特殊自		
	動車排出ガスの規制		
	等に関する法律第28		
	条第2項の規定によ		
	り、指針に即して特		
	定特殊自動車排出ガ		
	スの排出の抑制を図		
	<u>ることについて指導</u> 及び助言を行うこ		
	<u>と。</u> (24)・(25) (略)		(24)・(25) (略)
(略)	(21) (20) (FI)	<u> </u> (略)	(21) (20) (41)
(略)		(略)	
農林水産部		農林水産部	
(略)		(略)	
林政課		林政課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
$(1) \sim (7)$ (略)	(略)	(1)~(7) (略)	(略)
(7)の2 森林組合法			
第100条の8第1項、			

第100条の16及び第	
100条の22第1項の	
規定により、生産森	
林組合の組織変更を	
認可すること。	
(8) \sim (11) (略)	

(略)

(略)

土木部

(略)

(四日)	
建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
()	(1)~(9) (略) (10) <u>削除</u>
	(11)~(21)の2 (略) (21)の3 建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律 (平成27年法律第53 号)第8条の規定により、必要な指導及び助言をすること (地域振興局長に委任したものを除く。)。 (22)~(45) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1) (2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専 決事項

八字供	
専決権限を	専 決 事 項
有する者	
(略)	
県税部	(1) (略)
副部長	(2) 直税関係
(村上収	ア〜テ (略)
税担当、	
新津収税	
担当、柏	
崎収税担	
	専決権限を 有する (略) 県税部 部 上 当 収 税 利 担 単 収 利 土 当 収 日 ・

$(8) \sim (11)$	(略)			
(m/+)				

(略)

(略)

土木部

(略)

(略)	
建築住宅課	
部長専決事項	課長専決事項
部長専決事項 (略)	(1)~(9) (略) (10) エネルギーの使 用の合理化等に関す る法律(昭和54年法 律第49号)第74条第 1項の規定により、 必要な指導及び助言 をすること(地域振 興局長に委任したも のを除く。)。
	(11)~(21)の2 (略)(22)~(45) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

- (1) · (2) (略)
- (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専 決事項

専決権限を	専 決 事 項
有する者	
(略)	
県税部	(1) (略)
副部長	(2) 直税関係
(村上収	ア〜テ (略)
税担当、	ト 法人の県民税の特例に関す
新津収税	る条例(昭和50年新潟県条例
担当、柏	第29号) 附則第8項又は第9
崎収税担	項の規定により、法人の県民

750.	. 0 Т 20 П	(人) 利 /河		T + \	יות כי
	当、十日		1	当、十日	税の不均一課税をすること。
] (m/z)			
	町収税担	<u>ト</u> (略)		町収税担	
	当及び糸	<u>ナ</u> (略)		当及び糸	<u>二</u> (略)
	魚川収税	<u>二</u> (略)		魚川収税	<u>ヌ</u> (略)
	担当を除	ヌ 新潟県産業立地を促進する		担当を除	ネ 新潟県産業立地を促進する
	< 。)	 ための県税の特例に関する条		< 。)	 ための県税の特例に関する条
	\ 0 /	例(平成15年新潟県条例第23		,	例(平成15年新潟県条例第23
		号) <u>第2条の2及び</u> 第3条の			号) 第3条の規定により、 <u>事</u>
		規定により、 <u>法人の県民税等</u>			<u>業税</u> の不均一課税をするこ
		の不均一課税をすること。			と。
		<u>ネ</u> (略)			<u>ノ</u> (略)
		<u>一</u> <u>ノ</u> (略)			<u>一</u> <u>ハ</u> (略)
					<u></u> (略)
					I —
		<u>ヒ</u> (略)			<u>フ</u> (略)
		(3) • (4) (略)			(3) • (4) (略)
	(略)			(略)	
	健康福祉環	(1)~(41)の15 (略)		健康福祉環	(1)~(41)の15 (略)
	境部	(41)の16 特定特殊自動車排出ガ		境部	(1) (11) (MD)
	環境セン	スの規制等に関する法律第28条		環境セン	
	ター長	第2項の規定により、指針に即		ター長	
		して特定特殊自動車排出ガスの			
		排出の抑制を図ることについて			
		指導及び助言を行うこと。			
		(41)の17 特定特殊自動車排出ガ			
		スの規制等に関する法律第29条			
		第2項の規定により、特定特殊			
		自動車の使用者に対し、報告を			
		させること。			
		スの規制等に関する法律第30条			
		第2項の規定により、職員に立			
		入検査又は質問をさせること。			
		$(42) \sim (72)$ (略)			$(42) \sim (72)$ (略)
	(略)			(略)	
	新発田地域	新潟県事務委任規則第3条の3		新発田地域	新潟県事務委任規則第3条の3
	振興局地域	第1項第199号から第320号まで、		振興局地域	第1項第199号から第320号まで、
	整備部長	第340号から第492号まで及び第		整備部長	第14年199万年320万まで、
	登			登	
		517号から第544号まで、第3項第			517号から第544号まで、第3項第
		134号、第135号及び第137号から第			134号、第135号及び第137号から第
		243号まで並びに第4項第1号か			<u>222号まで並びに第4項第1号か</u>
		ら第12号までに規定する事項(地			ら12号までに規定する事項(地域
		域整備部の副部長 (総務担当)、庶			整備部の副部長(総務担当)、庶務
		務課長及び維持管理課長の専決事			課長及び維持管理課長の専決事項
		項を除き、同条第1項第302号から			を除き、同条第1項第302号から第
		第320号まで及び第534号の2から			320号まで及び第534号の2から第
		第534号の6までに規定する事項			534号の6までに規定する事項につ
		については森林及び林業並びに農			いては森林及び林業並びに農村振
		村振興に関する事項を除き、同条			興に関する事項を除き、同条第3
		第3項第134号及び第135号に規定			項第134号及び第135号に規定する
		する事項については新潟県アスベ			事項については新潟県アスベスト
l	I	プ∀甲沢に ノピしは削偽ポノ △^\	1	I	尹 以に フィ・くは利 (何尔ノ ハ * ^ /

ストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)

(略)

三条及び南 魚沼の各地 域振興局地 域整備部長

新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第3 項第134号、第135号及び第137号か ら第243号までに規定する事項(地 域整備部の副部長 (総務担当)、庶 務課長及び維持管理課長の専決事 項を除き、同条第1項第302号から 第320号まで及び第534号の2から 第534号の6までに規定する事項 については森林及び林業並びに農 村振興に関する事項を除き、同条 第3項第134号及び第135号に規定 する事項については新潟県アスベ ストの排出及び飛散の防止等に関 する条例第6条に規定する建築物 の所有者等が講ずるアスベスト排 出防止措置に係るものに限る。)

長岡地域振 興局地域整 備部長

新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第3項第 134号、第135号及び第137号から第 243号まで並びに第4項に規定す る事項(地域整備部の副部長(総 務担当)、庶務課長、維持管理課長、 与板維持管理事務所長及び小千谷 維持管理事務所長の専決事項を除 き、同条第1項第302号から第320 号まで及び第534号の2から第534 号の6までに規定する事項につい ては森林及び林業並びに農村振興 に関する事項を除き、同条第3項 第134号及び第135号に規定する事 項については新潟県アスベストの 排出及び飛散の防止等に関する条 例第6条に規定する建築物の所有 者等が講ずるアスベスト排出防止 措置に係るものに限る。)

(略)

上越地域振 興局地域整 備部長 新潟県事務委任規則<u>第3条の3</u> 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第3項第 の排出及び飛散の防止等に関する 条例第6条に規定する建築物の所 有者等が講ずるアスベスト排出防 止措置に係るものに限る。)

新潟県事務委任規則第3条の3

(略)

三条及び南 魚沼の各地 域振興局地 域整備部長

第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第3 項第134号、第135号及び第137号か ら第222号までに規定する事項(地 域整備部の副部長 (総務担当)、庶 務課長及び維持管理課長の専決事 項を除き、同条第1項第302号から 第320号まで及び第534号の2から 第534号の6までに規定する事項 については森林及び林業並びに農 村振興に関する事項を除き、同条 第3項第134号及び第135号に規定 する事項については新潟県アスベ ストの排出及び飛散の防止等に関 する条例第6条に規定する建築物 の所有者等が講ずるアスベスト排 出防止措置に係るものに限る。)

長岡地域振 興局地域整 備部長

新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第3項第 134号、第135号及び第137号から第 222号まで並びに第4項に規定す る事項(地域整備部の副部長(総 務担当)、庶務課長、維持管理課長、 与板維持管理事務所長及び小千谷 維持管理事務所長の専決事項を除 き、同条第1項第302号から第320 号まで及び第534号の2から第534 号の6までに規定する事項につい ては森林及び林業並びに農村振興 に関する事項を除き、同条第3項 第134号及び第135号に規定する事 項については新潟県アスベストの 排出及び飛散の防止等に関する条 例第6条に規定する建築物の所有 者等が講ずるアスベスト排出防止 措置に係るものに限る。)

(略)

上越地域振 興局地域整 備部長

新潟県事務委任規則<u>第3条の3</u> 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで、第3項第 134号、第135号及び第137号から第 243号まで並びに第4項に規定す る事項(地域整備部の副部長(総 務担当)、庶務課長、維持管理課長 及び上越東維持管理事務所長の専 決事項を除き、上越地域振興局妙 高砂防事務所の所長及び次長並び に上越地域振興局直江津港湾事務 所の所長、次長及び業務課長の専 決事項を除き、同条第1項第302 号から第320号まで及び第534号の 2から第534号の6までに規定する 事項については森林及び林業並び に農村振興に関する事項を除き、 同条第3項第134号及び第135号に 規定する事項については新潟県ア スベストの排出及び飛散の防止等 に関する条例第6条に規定する建 築物の所有者等が講ずるアスベス ト排出防止措置に係るものに限 る。)

佐渡地域振 興局地域整 備部長

新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第3 項第134号、第135号及び第137号か ら第243号までに規定する事項(地 域整備部の副部長 (総務担当)、副 部長 (港湾空港担当)、次長、庶務 課長、維持管理課長及び業務課長 の専決事項を除き、同条第1項第 302号から第320号まで及び第534 号の2から第534号の6までに規定 する事項については森林及び林業 並びに農村振興に関する事項を除 き、同条第3項第134号及び第135 号に規定する事項については新潟 県アスベストの排出及び飛散の防 止等に関する条例第6条に規定す る建築物の所有者等が講ずるアス ベスト排出防止措置に係るものに 限る。)

(略)

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	

134号、第135号及び第137号から第 222号まで並びに第4項に規定す る事項(地域整備部の副部長(総 務担当)、庶務課長、維持管理課長 及び上越東維持管理事務所長の専 決事項を除き、上越地域振興局妙 高砂防事務所の所長及び次長並び に上越地域振興局直江津港湾事務 所の所長、次長及び業務課長の専 決事項を除き、同条第1項第302 号から第320号まで及び第534号の 2から第534号の6までに規定する 事項については森林及び林業並び に農村振興に関する事項を除き、 同条第3項第134号及び第135号に 規定する事項については新潟県ア スベストの排出及び飛散の防止等 に関する条例第6条に規定する建 築物の所有者等が講ずるアスベス ト排出防止措置に係るものに限 る。)

佐渡地域振 興局地域整 備部長

新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第3 項第134号、第135号及び第137号か ら第222号までに規定する事項(地 域整備部の副部長 (総務担当)、副 部長 (港湾空港担当)、次長、庶務 課長、維持管理課長及び業務課長 の専決事項を除き、同条第1項第 302号から第320号まで及び第534 号の2から第534号の6までに規定 する事項については森林及び林業 並びに農村振興に関する事項を除 き、同条第3項第134号及び第135 号に規定する事項については新潟 県アスベストの排出及び飛散の防 止等に関する条例第6条に規定す る建築物の所有者等が講ずるアス ベスト排出防止措置に係るものに 限る。)

(略)

(4) (略)

別表第8 (第16条関係)

(1) (略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

地域機関の区分代決の順序(略)

放射線監視センタ	(略)	放射線監視センタ	(略)		
<u> </u>					
保健所(新発田保		保健所(新発田保			
健所、三条保健所、		健所、三条保健所、			
長岡保健所、南魚		長岡保健所、南魚			
沼保健所及び上越		沼保健所及び上越			
保健所を除く。)		保健所を除く。)			
福祉事務所(新津		福祉事務所(新津			
地域福祉事務所及		地域福祉事務所及			
び南魚沼地域福祉		び南魚沼地域福祉			
事務所を除く。)		事務所を除く。)			
保健環境科学研究		保健環境科学研究			
所		所			
食肉衛生検査セン		食肉衛生検査セン			
ター		ター			
コロニーにいがた		コロニーにいがた			
白岩の里		白岩の里			
		新星学園			
若草寮		若草寮			
新潟学園		新潟学園			
家畜保健衛生所		家畜保健衛生所			
流域下水道事務所		流域下水道事務所			
(略)		(略)	(略)		